

御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。榮養士法等の一部を改正する法律案を原案どおり可決することに御賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加瀬完君) ありがとうございます。ありました。総員賛成でございます。よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認め、さように決定をいたします。

○委員長(加瀬完君) 医療法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に対し、御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○藤田藤太郎君 私、厚生大臣にお尋ねをしたいと思います。

今日、厚生省に、医療関係として医療審議会というのがございます。ところが、私の知る限りにおきましては、任期が切れて、これがその活動をしていないというように聞くわけでありまして、ですから、医療審議会は前の委員の任期が切れておるなら、即日ひとつ委員を任命して、これが活動を開始するようにしていただきたい。こう思うわけでございますけれども、厚生大臣の御所見を承りたいと思います。

○国務大臣(西村英一君) 当然のよう

なことのように思われますけれども、私その辺の事情をまだつまびらかにしておりませんので、政府委員をして答弁をさせます。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 医療審議会の委員は、実は医療法の一部改正案を政府提案をいたしますときに、その成立を待ちまして発令しようとしておったのでありますが、それ以来おくれしております。至急に任命を発令をするようにいたしましたと思存します。

○藤田藤太郎君 速急に任命するということですか。

○政府委員(尾崎嘉郎君) さようでございます。

○藤田藤太郎君 次は、医療機関整備審議会というのが各都道府県にございます。この審議会というものは非常に私は重要な役割を持っていると思うのです。ですから、特別な知識のある人も必要でありまして、けれども、しかし、医療を行なっている人、医療を受けている人ですね、非常にたくさんな被保険者もおられるわけですから、一番好ましい状態は、三者構成が私は好ましいと思うのでありますが、都道府県の内容を見てみますと、非常にまちまちでございます。ですから、これはやはり中央医療協が三者構成で発足したように、この医療機関整備審議会も三者構成で発足するように、これは都道府県の条例で定めるような仕組みになっておるようでございますけれども、厚生大臣としては、これは中央医療協の例にならって指導していただきたいと思うのでありますが、どうでございますでしょうか。

○国務大臣(西村英一君) 各県の条例でやるようになっておりますが、御趣旨のような方法でやったほうが私はいいのじゃないかと思われまので、さように指導をいたしたいと思存します。

○藤田藤太郎君 次は、今、大臣は三者構成の趣旨に沿っておやりになるということなら、私はもうそれ以上つきませんが、そういう工合に理解してよろしゅうございませう。

○国務大臣(西村英一君) さようでございませう。

○藤田藤太郎君 そこで、今度の医療法の改正で問題になるのは、何というても、この公的医療機関が、みずからの資金と申しましようか、たとえば共済組合とか健保とか、そういうところがあるわけでございませうが、私たちが、この法律に書かれていた以上、そういう閉鎖的なといいますか、組合員及び組合員の家族を対象にして作るような病院については、これはこのワックから排除してもらいたいという希望を持っているわけでございませう。

いずれそういう意思は明らかにしたいと思存しますが、この点についても、特段のそういうところに御配慮を願いたいと思存わけでございませうが、どうでございますでしょうか。

○国務大臣(西村英一君) 特別な病院については、その需要等の関係、必要度等の関係も大いに考えなければならぬと思存するので、そういうような点、全般的な問題としては、これはやはり偏在なくやるということが必要でございませうけれども、特定のものにつきましてはは特定の考え方をするということが適当じゃないかと私は考える次第でございます。

○藤田藤太郎君 それでは、大臣に特

段の御配慮をお願いしておきたいことは、今私が申し上げましたような、共済組合とか健保というところなどが自主的に、都会にあるとしても、地域全般にまたがって一つ組合員組織でこしらえるというのでございませうから、特段の御配慮をお願いしておきたいと思存します。

○奥むめお君 私、今日の委員会が非常におくれたことに対して、何分事情がいろいろ混乱していたと察するのでありますけれども、そうして時間が少ないから簡単に進めたいという委員長は納得でございませう。十分審議を尽くさなければならぬ問題が多いと思うのでございませう。この点をまず申し入れておきます。それで、厚生大臣にお伺いしたいのですが、公的機関の規制ははかるけれども、私的機関の規制ははからないというの、大臣はいかにお考えになりますか。

○国務大臣(西村英一君) 大体、医療機関は公私の別なく、今偏在がないように、需要に応じてへんばなくやるということが必要ではなからうかと思うのであります。そういうようなことを考えますと、私たちもなかなかいい案がありませんので、厚生省といたしましては、現在、医療制度審議会に諮問いたしまして、そうしてうまい方法はないだらうかというのを研究なんにつきましては、これは議員立法でありますので、今回は提案されませんでした。今提案されたものであります。これは議員立法でありますので、いろいろ私たちも多少考えるところがあるのですが、公的医療機関だけを規制することがいいかどうかという問題でございませうが、それは非常に統制しやすいわけでございま

すけれども、何と申しますか、あまねくやはり需要に応じて医療機関があるということが望ましい姿じゃないかと、かように考える次第でございませう。

○奥むめお君 重ねてお尋ねいたしますが、厚生大臣は、今考えるところもある、問題があると思うとおっしゃいましたけれども、どういうところに問題があるとお考えになりますか。

○国務大臣(西村英一君) どういうところに問題があるか、その点を研究するわけでございまして、一方向的に規制のみをするよりもっといい方法はないか、こういうことはなんでもございませう。どういふ点かといううなことが研究の課題になると私は思うのであります。

○奥むめお君 大臣はこの法案に賛成なさいますか、いかがですか。

○国務大臣(西村英一君) この法案のねらいとするところは、現在の医療機関がまんべんなく行なわれていない、あまり需要のない個所に片寄り過ぎていて、あるいはまた、国として考えなければならぬような点がお留守になつていて、何とか医療機関の調整をやらなければならぬ、こういう観点から考えますと、この法案はそのねらいで提案されているものと私は思ふわけでございませう。しかし、今私が申し上げましたように、ある程度の制限をするのでございませうから、この制限するということにつきましては、よほど研究をしなければならぬ、さような意味におきまして、この法案の趣旨そのものに私は反対ではございませうので、むしろこういふことは考えなければならぬ。しかし、なかなか制限す

る方法論がむずかしいから、厚生省と

しても今までもたしておりまして、現在の状況では医療制度審議会に諮問をいたしている、その答申を待つてひとつ考えたい、こういうのでございます。

○奥むめお君 医療制度調査会といいますが、審議会ですか、どちらでございますか。

○国務大臣(西村英一君) 医療制度調査会でございます。

○奥むめお君 医療制度調査会の結論はおよそいつ出ますか。

○国務大臣(西村英一君) 大体来年の三月ころに行なわれる予定に承っております。

○奥むめお君 そういたしますと、この法案では八月以内に実施するように書いてございますが、ちょうど答申が出るのと同じくらいでございますね。それをお待ちになつてからじゃあ、それからでございますか。これは提案者に伺いたいと思ふんですけれども、いかがでございますか。あまりこう無理に——答申が出ることはきまつているのだから、それをなせ八カ月以内にというふうなことで、答申が出るのをなせ待たないで、お急ぎになつたのか。

○衆議院議員(中野四郎君) 内容をつまびらかにしてありませんが、大体衆議院においては、各党の間において、今日これを可決することが最も正しいという観点に基づいてやつております。この内容については、あまり私はつまびらかにしていません。

○奥むめお君 委員長、なぜもっと内容を知っている方を出しにならないかつたんですか。大事な問題でございますよ。

ますよ。

○衆議院議員(中野四郎君) 委員長提案になつていふので——私の提案になつていふので。

○委員長(加瀬完君) 委員長提案だが、代理でございませう。

○衆議院議員(中野四郎君) 私は、環境衛生だけだと思つたから。

○奥むめお君 よろしいです。それじゃ厚生省にお伺いいたしますが、これは八月以内に書いてあることは答申待ちの文字でございませうか。そうして、あなた方はこれにどう対処なさるつもりでございませうか、お尋ねいたします。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 答申が来年度の三月に出る、それでこの法案が八カ月の月で、大体同じじゃないかというお話しでございますが、事務的に申しませう。それと申すのでございまして、答申が出るからという考え方だと思つて、その線はこの法案の内容と大体同じ線でございます。委員会の結論もそういうふうなところにおつづくように考へておるのでございませう。おそらく委員会の結論は、これは出てみなければわかりませんが、出ましても、そう矛盾することはないので何と事務的に御趣旨に沿つてあわせてございませう。

○奥むめお君 失礼ですが、今御答弁下さいましたのはどなたですか。

○委員長(加瀬完君) 医務局長です。

○奥むめお君 今、大臣のお考えはわかりましたが、局長に伺いたいのですが、厚生省が機械的に人口割で基準をおさめになるように聞いておりますが、そうでございませうか。また、それ

は実情に合うとお考えですか。

○政府委員(尾崎嘉郎君) ただいま考へております方法は、地域別に人口割の病床数というお話しでございますが、それがただでございませんで、その病気の種類、たとえば結核とか精神、そういうものは別に扱つておられます。それと一般、こういうふうに分けて、病種別にいろいろ考へておられます。また、地域も、ただ保健所単位だけではなく、病院の数によりまして、県全体を統轄する意味におきまして、またそういうふうな別の扱いをやる考へでございませう。

なお、そのほか、今度の法案の趣旨によりまして、交通事情その他も参酌いたしまして、よりいい基準を作つていくように努力し、また、審議会のほうの御検討を得るようになつていかなければならないと、こう考へるわけでございます。

○奥むめお君 その基準はきまつていゝのですか。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 今申し上げました基準と申しますのは、これまで補助金だとか融資のワケをやります場合にこれをやつておりました基準でございます。まして、その基準はさらによいものにいたしまして、今度審議会によりまして御検討を願ひ、その御検討を得ました基準によりまして新たにやつていく、こういうふうになるわけでございます。

○奥むめお君 私考へますのに、融資を受けますときに、すでにいろいろきびしい規制のもとにはきまるわけですね。そうすると、それをさらにまた規制をかけるために基準をこしらえる、これはどういう意味でございませうか。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 融資のほうの場合、今申しました今までの基準が大体こういうところだったということに申し上げたわけであつて、今度新たにこの法案が成立いたしました場合には、それを基礎にし、さらによいものに作り上げていく、こういうふうな申し上げたわけでございます。なお、この法案で問題になつております病院は、融資とかその他の対象にあまなりなつていないのが大部分ではないか。だから、割合自由に今までやつておられたところではないか、こういうふうな考へるわけでございます。

○奥むめお君 私は重ねてお伺いいたしますが、患者と医者の関係、病院と患者の関係というものは、非常に信頼度というものがあつたので、数で考えれば多過ぎるといわれても、たくさんあつても、どうしてもこちらへ行きた人という、遠いところをわざわざ行く人もあれば、近いところにあつてもそれを利用しない人もある。そこに親切な医者がいるかどうか、設備がどうか、いろいろ高くないかというふうな、いろいろなかことがございませう。だから、こういうことを何か規制をきめるときは基準になさいます根拠はございませうか。重ねて申しますと、アフター・ケアとか、あるいは予防衛生とか、医療機関には当然やつてもらいたい仕事は、普通の町医者ではできませんし、また、病院でも、私的なものではなかなかそこまでは手が伸びない、また、そこまではという考へもないと思ふのでございませう。そういう、それをやつぱりやつていゝのは、組合員の要請に押されて、または組合員のために、営利を離れた公的立場で働いてゐる公的機関が私は多いと思ふ。ですから、これをただ地理的な、機械的な数で規制するというだけでは、あまり血が通わな過ぎる。ことに相手は気の毒な病人です。病氣になつて働けなくなり、収入がなくなつたのに、今度は支出がふえる。長い時間働かないで病氣にあつた。長い時間、まことに氣の毒なそういう人のために、もっと愛情のある考へ方はできないものかと思ふのでございませう。きょう提案者もいらつしやらないようですから、厚生省にちよつとお伺いたしたいと思います。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 今の患者と医者の問題はいろいろデリケートの問題がございませうが、そういうような問題を含めまして、全般的にやはり地域の偏在——全然病院のないところにあるだけという病床を作つていくという、こういう立場で、資金をそういうふうな方向に向つていく立場でこの法案をお作りになつたというふうに考へるのであります。われわれといたしましては、御意見の御趣旨に従ひまして、法律が成立いたしました場合には、適切な運営をやつていかなければならない、こう考へるわけでございます。

○委員長(加瀬完君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(加瀬完君) 速記を始めて。

○奥むめお君 この法律には、無医村——医者の足りないところを充実しなければならぬというところを書いてありますね。これは私も法律だけで安心していいのですか。どういう御用意がございませうか。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 予算的に

は、病床のない地区、また、病床の少ない地区に重点的に病床を作らすように補助を出してやっていくように予算を来年度も要求しております。これで第二の方は推進していきたいと思っております。

○奥むめお君 協力いたしましたして、これで切り上げといたします。

○委員長(加瀬完君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入りまします。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。

○高野一夫君 私は、たゞいま議題となっております医療法の一部改正案に對しまして、附帯決議を付することの動議を提出いたします。

私は、たゞいまの医療法の一部を改正する法律案を原案どおり可決することと賛成の意見を持つものであります。その意見を表明いたしまして、各会派共同になる附帯決議案を提出したいと思ひます。

案文を朗読いたします。皆さんのお手元に配付してあるはずでございます。

一、第七条の二第二項によつて都道府県知事が必要なる補正を行なう場合は特に申請者の意志を考慮すべきである。

二、厚生大臣は、医療機関整備審議会委員の選任については医療を受ける側を代表する者を加えるよう都道府県知事を指導すべきである。

三、厚生大臣は、利用が専らその組合員及び家族に限定された医療機関についてはその特殊性にかんがみ特別の考慮を払ふべきである。

四、第七条の二第五項の規定による協議をうけた際、厚生大臣は申請者の意志を尊重して誠意をもつてこれに當るべきである。

以上であります。

○奥むめお君 私、この医療法の一部改正には反対をいたします。今急いで無理をしてこれを通さなければならぬという理由も見出しませんし、ことに、これは拙速主義で、非常に無理な点がございまして、ことに、今の公的医療機関の拡充整備を非常に急いでおります。いろいろな機関がまたふえております。だから、私は、これを規制するということとは、そういう善意をもつて仕事をしようとする者にたいへん障害となると思ひます。いま一つは、こういう時期であるから、かえつて私的業者の圧力によつてこの法案ができたのじやないかと案じられる節もないわけじやございません。で、医療というもの、は、気の毒な病人のためになければならぬ。ですから、その病人のために最もいい方法はどうかということ、これは今政府でも諮問を出していらつしやるようでございますから、その答申を待つて、よりよい、もっと行き届いたものにしてほしいというところが国民の願ひだろと思うのでございまして。そういう点で、時間もございせんから簡単に申し上げますが、私は、この法案が、今日拙速のうちに三党提案でできることを非常に悲しいと思うのでございまして。で、この附帯決議も、せつかくの附帯決議を御心配

下すつたのですから、賛成したいと思ひるのでございまして、また、それほど反対しなければならぬほどかどを立てるつもりはございません。だけれど、本案に對して反対します以上は、これにも反対をしたい。

以上、私の反対討論でございます。

○委員長(加瀬完君) 他に御意見もないうでございまして、討論は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入りまします。医療法の一部を改正する法律案を原案どおり可決することに賛成の方の御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加瀬完君) 挙手多数でございます。よつて本案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

討論中に提出されました各派共同提案にかゝる高野委員提出の附帯決議案を議題といたします。右附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加瀬完君) 挙手多数と認めます。よつて、各派共同提案にかゝる高野委員提出の附帯決議案は、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、これを委員長に御一任願ひことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

附帯決議が決定をされましたので、厚生大臣の御所見を伺ひます。

○國務大臣(西村英一君) この法案は議員提案でありますけれども、法案が通過いたしますれば、私たちはその法の目的とするところを十分しんしゃくいたしまして行政をやるつもりでございます。また、たゞいま附帯決議がこの法案に付せられましたけれども、いづれも附帯決議の線に沿つて運用を誤らないようにしたいと思つております。

○委員長(加瀬完君) 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○藤田藤太郎君 厚生大臣にお伺ひしたいのであります。私は、時間がありませんから、しほつてお尋ねいたしますので、簡明にお答えを願ひたいと思ひます。

一つは、この環境衛生の同業組合の料金の決定、これについて厚生省はどういう指導を今日しているか、これをお伺ひしておきたいと思ひるのでござい

○國務大臣(西村英一君) 政府委員に答弁いたします。

○政府委員(五十嵐義明君) 環境関係の営業者の料金、価格等の決定についてどういふような指導をしておるかというお尋ねでございますが、適正化規程に基づきます基準料金等につきましては、それぞれ審議会にお諮りをいた

しまして、その線に沿つて決定するようになつております。なお、そのほかに、この基準料金をもとにして実際に運営される料金があるわけでござい

○藤田藤太郎君 そこで、重ねてこの問題についてお尋ねしておきます。問題に對しては、標準価格と実際の価格の差が非常に大きいのが現状でございます。標準価格をきめて、実際の価格がそれとちやんと差があるといううなことは、私は考えられないことではないかと思ひます。ですから、そういう点については厚生省どう見ておられるか、これはひとつ明らかにしておいてもらひたい。

○政府委員(五十嵐義明君) お尋ねの基準料金と実際の価格との開きでございますが、これは本法の趣旨から参りまして、基準料金のそれを割れば適正な衛生措置が阻害されるというぎりぎりの線をきめてあるわけでございまして、もちろんこの線に近い料金が実際上運営されることが望ましいわけでござい

○藤田藤太郎君 そこで、その価格の差異について、今の厚生省の考え方、標準価格と実際の価格とに非常な開

きがあるというところ、これは、標準価格と実際の価格とに非常な開

きがあるというところ、これは、標準価格と実際の価格とに非常な開

○政府委員(五十嵐義明君) 員外者の規制につきましては、五十六条の二と五十七条にその条文があるわけでござ

こうした法律に「営業の健全な経営」云々というような、非常な経済行為の面が強くなってくる改正になるように

ませんか。

○政府委員(五十嵐義明君) 私どもは立法の趣旨に沿ひまして、また、消費者あるいは学識経験者も含めました審議会にお諮りをいたしまして、その意見を尊重して、十分適切な運営をはかつて参りたいと考えておるわけでは

おっしゃいました。では、料金を引きあげて経営の健全化をはかれば、それだけで衛生上の整備はできるとお考えになりますか、いかがでございますか。

○国務大臣(西村英一君) それはまあ非常に関係があるということを思つて

の監督指導といっても、ほんとうに行なわれないに近いほど不備でございすね。それでだんだん悪くなっているのに、料金だけはどんどん上がっている。で、その料金は、従業員の求人難だから上げざるを得ないのだと、機械化できないから上がるのだと、非

常に同情的に政府は発表しています。新聞雑誌も発表しています。しかし、これも統計を見ますと、政府の発表の数字は、従業員は二割しか上がっていない。三十六年と三十七年と比べても、材料費や設備費というものの上がり方ははれていっているのです。この物価値上りの中で、ところが、業主は六割を取っている、収入が上がっている。これで料金値上げを肯定する理由になるでしょうか。あなたはいかがお考えになりますか。

○政府委員(五十嵐義明君) 料金値上げにつきましても、いろいろと事情もあろうかと思いますが、御指摘のような点も、私も十分注意しながら業界と話し合っているわけでございますが、物価の値上がり、あるいは従業員の給与の値上がり等は比較的少ないが、その値上げの収入は大部分業主に入っているんじゃないかと、こういうような御質問でございますが、私も必ずしもそう考えていないのでございまして、こういった零細な企業では、家庭労働というものが多くございまして、その家庭労働のほうに回る料金が、業主の収入というよりな形で現われているという面もやはり考えていかねければならない、このように承知いたしておるわけでございます。

○奥むめお君 公取の委員長にお伺いいたしますが、現在、環境衛生関係の業で、過当競争ありとお考えになりますか、いかがでございますか。

○政府委員(佐藤基君) 環境衛生関係の料金の現状を見ますと、いわずに基準料金よりも相当高く、たとえば東京で申しますと、基準料金は百六十円でございますが、三百円くらいのも

のもずいぶんある。それでやっていると、これは、過当競争がたいしてあるとは考えられない。過当競争があるならば、そういうふうな高い料金を維持することは不可能じゃないかと、こういうふうな考えでございまして、

○奥むめお君 それから、消費者の利益を不当に害してはならないという基準の認可のときに条件がございまして、消費者の利益を不当に害しないこと。この問題では、委員長は、今度の料金値上げについてどうお考えでございますか。

○政府委員(佐藤基君) 料金につきましては、今も申しますとおり、東京は基準料金百六十円でありまして、百六十円ぐらゐの料金なら、そういたして消費者の利益を害するとは考えておりません。

○委員長(加瀬完君) これ一間にして下さい。

○奥むめお君 それじゃ、公取の委員長に伺いますが、実際に環境衛生関係業種の値上げが物価値上げのこれはリーダー・シップをとっているのですね、ですから、それは国民に非常に関係の深い業種ですから、感じるところですね。こういうふうにして無理にどんだん上がってきたこの料金に對しまして、消費者は非常に困っている。で、過当競争も今ないと思うとおっしゃる。そうしたら、基準料金の認可をお与えになった条件が消滅したのですから、これは当然に取り消してよろしいのじゃないでしょうか。私、取り消してほしいと思うのですが、いかがでございますか。

○政府委員(佐藤基君) 基準料金は、いわゆる最低料金をきめたものであつ

て、最低料金を今取り消す必要は考えておりません。

○委員長(加瀬完君) 御発言はこれにとどめることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。

なお、附帯決議の提出については、その際願います。

○藤田藤太郎君 私は、この環境衛生関係業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の立場から、附帯決議を提案したいと存じます。附帯決議案を朗読いたします。

厚生大臣は、食肉販売業に關し將來本法を適用する場合、或はその販売価格について制限を行なわんとする場合は、生産、卸、小売の各段階の意志の疎通をはかるよう農林大臣と密接な連絡の下に協議指導するものとする。

以上でございます。

○高野一夫君 私は、自由民主党を代表いたしまして、本案を原案どおり可決すべきものと賛成の意を表明いたします。

なお、藤田委員提出の附帯決議案に賛意を表します。

○小平芳平君 私は、公明会を代表して、本法案並びに附帯決議案に反対の意思を表明いたします。

反対する第一の理由は、環境衛生の確保が法律の主目的であるにもかかわらず、経済行為を目的とするような新

たな性格が加えられること。

第二に、本改正が独禁法の精神に反するおそれが多いこと。

第三に、本法の適用業種の中から食肉販売等の各種の問題が起きております。

なお、本改正にあたつて、関係官庁や関係業者間に多くの食い違いや反対意見もあり、消費者にも大きな影響を与えることが予想されます。

以上の理由から反対するものであります。

○奥むめお君 この改正案に對しまして、私、家庭の主婦を代表して反対いたします。

環境衛生関係の法律が初めてできたときには、これは衛生立法であるとして、厚生省は明らかに、熱心にこれを説明したものでございます。ところが、このやうなことは、年々経済立法に近い内容のものを現わしております。今度はっきり経済立法であるとなれば、解いたわけで、はつきりした。これは、こういう法律を厚生省の管轄に置いていいのかわか。私は、むしろそれを案じます。で、今、中小企業の求人難とか、賃金が上がって困るとか、経営難とかという話をずいぶん聞きますけれども、これは床屋やクリーニング屋一つの問題でなしに、企業全体の、中小企業の運命的な産業構造の改革による問題だと思ふ。これと

の対決なくして、ただ料金さへ上げればよくなるという指導をしているというところに、すでに誤りがあると思ふ。私もこれはききょうは時間もございせんので残念でございますけれども、とにかく厚生省が環衛法による衛生指導をなさる以上は、中小企業の経営の面ま

で手を出そうということには、すでにたいへんな間違いです。間違いだからこそ、求人難の問題は賃金を上げさすれば人があるように思っている。間違ひなんです。日本の床屋は、私からいへば、非常に高くして、それだけに過剰サービスをしている。三百円、五百円の床屋もございまして、そこなかへ行くとか、驚くべき過剰サービスです。国民はこんなことを求めていますか。大衆は安くて早くて、そうして衛生的なものを求めています。こういう指導をだれがするのだと私は厚生当局に質問したいと思ふ。で、今度の改正法案について、各党の私の友人である議員さんや皆さんに聞きましたが、私の友人である皆さんは反対していらつしやる。上のほうできめちゃったから仕方がないのだ。三党の申し合わせがあつて、面々が立たないようなことがあつては困るからしょうがないのだ、こういう泣きごとを言い言ひこの法案には賛成していなさる人が多いと私は見ました。こういう妙ちきりんな立場に、しかも、三日もこの法案について何かかけ引きがあつたらしく、私も何れもそれはあつたらしく、早くこの法案について十分な審議時間を取って下さいということは、委員長に私が一番先に申し入れていたはずで

す。ところが、委員長は時間がないからとおっしゃる。こんな国民生活に關係の深いことを短い時間に、そこでやめなさい、早くやめろと私に何べんかお言ひになった。私、たいへん残念だと思ひます。だから、こういう問題につきましても、環境衛生関係というものを、こんな小手先のことをやっていたら、床屋もクリーニング屋も風呂

屋も浮かばれません。クリーニング屋だつて、大きな機械を入れて、一度に千枚もワイシャツを仕上げでできるような機械を持ってやり出したら、みんな注文だけ集めてやっていくよりほか仕方がないでしょう、これがクリーニング商売というものになるのです。床屋もそうですね。外国の床屋なんかは、日本のように時間をかけておりません。時間をあれだけかけているところを見ると、人があると私は言えると思う。こういう問題を、どうしたらこの合理化時代に対処して経営を成り立たせ、衛生面をよくしていくという、この指導はもつと真剣に厚生省が考えるべきだと思います。いや、厚生省は衛生面をよくしていけばよいので、別に考える問題です。これでやめますが、私は反対いたします。この附帯決議案は、この限りにおいては、私、たいへんけっこうだと思う。けれども、同様に私反対を表明いたします。

○村尾重雄君 私、民社党を代表して、本案並びに附帯決議案に賛成の意を表明いたします。

○委員長(加瀬完君) 討論は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を原案どおり可決することに賛成の諸君の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加瀬完君) 挙手多数でございます。

よつて本案は、多数をもって原案ど

おり可決すべきものと決定いたしました。

討論中に提出されました各派共同提案にかかる藤田委員提出の附帯決議案を議題といたします。右附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加瀬完君) 挙手多数と認めます。よつて各派共同提案にかかる藤田委員提出の附帯決議案は、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○国務大臣(西村英一君) 附帯決議案がつけられましたので、政府所信を表明いたします。

その趣旨に沿ひまして、行政の誤りなきを期したいと思います。

○委員長(加瀬完君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、これを委員長に御一任願うことといたします。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加瀬完君) 次に請願を議題といたします。

本日まで当委員会に付託中の請願は百一件でございます。一応専門員のもとで整理せしめ、委員長及び理事會において検討いたしました。その結果、議院の會議に付するを要し、内閣に送付するを要するものと意見の一致をみしましたものを専門員をして報告いたさせます。

なお、その他の請願は、さらに検討

を要するものと認め、これを保留すべきものと協議いたしました。

ただいま専門員から報告させます。

○専門員(増本甲吉君) 理事會で採択を可と御決定になりました請願は、お手元に配付しました資料に記載のとおりでございます。

○委員長(加瀬完君) ただいま専門員から報告いたしましたとおりの決定いたしました。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認めます。

なお、報告書については、これを委員長に御一任願うことと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(加瀬完君) 継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案につきましては、会期も切迫し、開會中に審査を終了することが困難でありますので、本院規則第五十三条により、継続審査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(加瀬完君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加瀬完君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加瀬完君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加瀬完君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加瀬完君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

めまして、さよう決定いたしました。

○委員長(加瀬完君) 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。社会保障制度に関する調査及び労働情勢に関する調査につきましては、会期も切迫し、会期中に調査を終了することは困難でございますので、本院規則第五十三条により、継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認めます。

なお、要求書の作成等につきましては、委員長に御一任願うことと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(加瀬完君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加瀬完君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加瀬完君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加瀬完君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加瀬完君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加瀬完君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加瀬完君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

昭和三十七年九月十三日印刷

昭和三十七年九月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局